

精神障がい者が取り組む農業生産と「農福商工連携」

～NPO法人 多摩草むらの会～

調査研究部 濱田 健司

目次

- | | |
|------------|-----------|
| 1. はじめに | 5. 農業の取組み |
| 2. 法人設立の経緯 | 6. 法人の特色 |
| 3. 法人概要 | 7. 今後の展望 |
| 4. 就労について | 8. おわりに |

1. はじめに

NPO法人多摩草むらの会は東京都のベッドタウンである多摩ニュータウンにある。この地において、精神障がい者の就労機会と生活の場を提供している。就労の特徴として就労継続支援事業B型¹（以下、B型とする）で約280名の精神障がい者が就労し、うち80名ほどが農業に取り組んでいる。また一般的なグループホーム・ケアホームと異なる、障がい者の生活の場として、健常者の住む一般のマンションの一部を法人が借り上げ、サテライト方式によるグループホーム・ケアホームを運営している。多くの精神障がい者を受け入れる日本有数の福祉施設である。

2. 法人設立の経緯

風間理事長（以下、理事長とする）のご子息が20歳を過ぎた頃（平成7年）、統合失調症を発病した。現・国立精神・神経医療研究センターに入院したが、理事長はそこで多くの

家族が胸の内を明かすことができない状況を目の当たりにした。家族向けの学習会があると、会合終了後、真冬の寒風が吹く外でいつまでもお互いのことを話し合う親がいた。またそうした状況を慮っていた医師より家族会設置の提案を受け、国立精神・神経医療研究センター総長と協議し「むさしの家族会」を設立した。当時、精神疾患に対する世間の理解はほとんどなく（今も決して十分な理解はされていないが）、そして家族も理解が十分ではなく、多くの家族が悩み、話し相手、相談相手がないという状況にあった。しかし、「むさしの家族会」の設立により多くの家族に繋がる場が生まれることになった。

その後、ご子息は家の近くの多摩総合精神保健福祉センター（以下、センターとする）のデイケアへ通所することとなったが、それでも同じように家族は相談もできない、生活や就労の課題を抱えどうすることもできない困難な状況に置かれていた。またデイケアの

1 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業。通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行うもの。

終了する15時半以降の障がい者の行き場がなかった。そこで理事長はこのセンターでも家族会「親の会」を設立することとした。

まず集まる場として、理事長の自宅を開放したところ、多くの当事者および家族が集まった。イベント時には70名近くが集まった。次第に場所が手狭となったことから、マンションの一室（1K）を借り上げ、障がい者の集うことができる場をつくった。親の資金提供や障がい者は食事会の時のみ材料費の一部として300円を支払うことにより必要経費を捻出し、常時20～30名の障がい者が入れ替わりながら、さまざまな日中活動を行った。

家族には「自分（親）が死んだらこの子たちはどうなるのか」という不安があり、また障がい者は1時間働いても缶ジュース1本も買えない低賃金という状況にあったことから、「親の会」は就労にかかる活動・事業に取り組むこととした。行政から公園清掃や家庭菜園の整備などさまざまな作業を請負い、家族と障がい者は一緒に行った。さらに、障がい者の就労に関する身分証明書も発行した。保険証や学生証以外の身分証明書を持つことが少ない障がい者にとって、身分証明書の発行は、働く意識をより高め、自分の社会での存在価値を見出す契機となった。

当時、地域にはまだまだ精神障がい者の受け皿となる場が少なかったため、同じ精神疾患を抱える家族を持つ元高校教師から、うさぎ（精神障がい者）が隠れることができる

よつとした「草むら」²をつくってはどうかという提案があった。そこで平成9年に「草むらの会」を正式に発足することとなった。

こうした動きの中で、ある時、家族会で共に活動してきた母子家庭の母親が急逝した。そのため子供を受け入れるグループホーム・ケアホームを探すこととした。しかし、当時、都内にはそうした施設は5か所しかなく既に満室であった。そこで自分たちでグループホーム・ケアホーム開設を目指し行動を開始することとした。そして、行政へ積極的に働きかけ、多摩市医師会の協力を得ることで、平成12年に多摩市に「グループホーム多摩草むら」を開設した。また平成14年には就労の場として「寒天茶房 遊夢」を開店し、平成16年にはこれらの取組みを法人化し、NPO法人「多摩草むらの会」を設立した。

平成18年には「グループホーム多摩草むら」が旧障害者自立支援法における指定障害福祉事業所となり、平成19年には「遊夢」や農業に取り組む「夢畑」、平成21年には「夢来」、平成22年には「夢うさぎ」がB型の指定障害福祉サービス事業所となった。次々と就労の場としてのB型を中心に拡充してきた。

そして、平成25年就労継続支援型³（以下、A型とする）「畑deきっちゃん」を開店させている。

2 「力の弱い野兎が、遠くのニンジン畑まで出かけて行って、ニンジンを手に入れるためには、途中で出会う外敵から身を隠せる“草むら”が必要なのです。もし“草むら”があれば、うさぎは自分の巣穴と“草むら”の間を行ったり来たりしながら、その“草むら”が安心できる場になれる。一旦“草むら”が安心できる場となれば、今度はその“草むら”を拠点にして、更に広い世界を探索できるようになるのです。」精神科医・中井久夫氏談

3 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業。企業に雇用されることが困難であって、雇用契約にもとづく就労が可能である障がい者に対し、雇用契約の締結による就労（障害者総合支援法の他の事業では雇用契約を結ぶ必要はない）や生産活動の機会の提供を行うもの。またこの事業では障害者雇用調整金・報奨金や障害者試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）などの各種助成金を受けることができる。

図 1. 法人の沿革

平成 9 年	「草むらの会」発足
平成12年	「グループホーム多摩草むら」開所
平成13年	「グループホーム多摩草むら」東京都の新規補助事業の対象に
平成14年	「寒天茶房 遊夢」開店
平成16年	「NPO法人多摩草むらの会」発足
平成17年	共同作業所「パオツ・夢来」開設
平成18年	「グループホーム多摩草むら」指定障害福祉サービス業者に指定 「パオツ・夢来」を「夢来」に改称
平成19年	「遊夢」指定障害福祉サービス業者に指定 「夢畑」「第二遊夢（まつがやP C教室）」指定障害福祉サービス業者に指定 「夢像」開所
平成21年	「夢来」指定障害福祉サービス業者に指定 「相談支援センター待夢」開所
平成22年	就労継続B型事業所「夢うさぎ」開所
平成23年	「遊夢」、「夢うさぎ」多摩センターカリヨン館に臨時出店 「夢像」パソコン部門の増設 「遊夢聖ヶ丘」開店
平成24年	アンテナショップ「ほっとほっと草夢」開店 「遊夢堀之内店」分室の増設 「遊夢高田馬場店」開店 「夢うさぎ」移転
平成25年	「遊夢中沢店」開店 「畑deきっちん」開店 「ゆめ〜ぬ」開店

3. 法人概要

(1) 組織体制

平成25年4月現在、職員数141名、就労にかかる福祉サービスを利用する障がい者320名（うちグループホーム・ケアホーム等生活にかかる福祉サービスを利用する障がい者44名）がいる精神障がい者対応の大規模福祉施設である。

障がい者は10代から60代と幅広い。法人の精神障がい者の多くは、統合失調症・双極性障害（躁うつ病）・適応障害・発達障害などを患う。

特に統合失調症は、10代後半に発症するケースが多い。発症後、病気が完治しないことを知ったとき本人は絶望する。また、本人は

自分が精神障がい者であることで家族に迷惑がかかると、自分を責める。そのため家には本人にとって、安心できる場所ではなくなり、気を遣う場所になってしまう。親も中途障がいの場合、どのように受け入れたら良いのかわからないため、子供はますます孤立する。家族関係にも不和が生じ両親が離婚に至るケースもある。さらにそれを苦にして自殺するケース⁴もある。そのため家族と離れた場所に暮らしたり、働く場や日中過ごす場が求められる。発達障がいなどの場合も、子供の頃のトラウマがあり、育った場所に心地良さをもちづらいということもある。

そうしたことから法人には事業所のある多摩市や八王子市以外の地域（18カ所）から通

4 これまで法人において19名の障がい者が自ら命を絶った。この中には医師の3分診療の中の一言で自殺する者もいた。まだまだ担当医師の言葉は絶対的なものであり、セカンドオピニオンということが精神疾患の医療体制にはほとんどなかったため、思い詰めて自殺に至った。また統合失調症については専門書が多く家族には理解しがたいものが多かった。そこで、平成14年に医師と「むさしの会」（家族会）が協力し、分かりやすいQ&A形式の『セカンドオピニオン』（監修高橋清久 医学書院）を出版することとなった。

表 1. 法人の概要

事業	登録事業所	事業所名	定員	登録者数	所在地
就労継続B型	遊夢	遊夢（貝取） ゆめ～ぬ（諏訪）	20 名	23 名	多摩市
	夢うさぎ	左同	40 名	38 名	多摩市
	夢来	左同	30 名	50 名	八王子市
	夢畑	夢畑 草夢（出張所）	70 名	80 名	八王子市
	夢像	パソコン（出張所） 遊夢松が谷（配食）	40 名	87 名	八王子市
	まんじゅう屋遊夢	左同	20 名	23 名	八王子市
就労継続A型	畑 de きっちゃん	左同	12 名	12 名	多摩市
グループホーム・ ケアホーム	グループホーム多摩草むらⅠ	左同	6 名	6 名	多摩市
	グループホーム多摩草むらⅡ	左同	4 名	4 名	多摩市
	グループホーム多摩草むらⅢ	左同	6 名	6 名	八王子市
	グループホーム多摩草むらⅣ	左同	7 名	7 名	八王子市
	夢民	左同	7 名	7 名	八王子市
	夢民Ⅱ	左同	7 名	7 名	八王子市
	音夢	左同	7 名	7 名	八王子市
相談支援センター	待夢	左同	—	—	八王子市

資料：著者作成

注）定員は一日の利用定員数。

う者も多く、最大で片道 2 時間をかけて船橋市から通う者もいる⁵。

中途障がい者の中には、地域の目を気にしてあえて仕事に出かけるふりをし、スーツを着て家を出る者もいる。

運営する事業は就労移行支援事業⁶、A 型および B 型、共同生活介護（ケアホーム⁷）、共同生活援助（グループホーム⁸）などがある。

法人職員には多摩市および東京都の行政職

を定年退職した O B が 5 名おり、行政との調整や助成金の申請などに活躍している。また事務局長は銀行 O B で事業経営の中心的役割を果たしている。パソコン教室の指導員は IT 企業の O B、POP を作成するのは印刷会社の O B が行っている。

B 型の事業所を多摩市と八王子市に開設し、最近では平成 25 年 8 月末に A 型事業所としてのレストランを有名デパートも入る多摩

5 理事長によれば「かつての措置制度は行政が定めた場所とサービスしか受けることができなかったが、障害者自立支援法（旧法名称）になり、地域を離れることができるようになったことは精神障がい者にとってはプラスである。またサービスを選べることができるようになった」ということである。

6 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業。就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。

7 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業。共同生活を営むべき住居に入居している障がい者のために、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行う。最大で 3 年間利用でき、平成 26 年 4 月から共同生活援助（グループホーム）に一元化する予定。

8 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業。地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者のために、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。原則 1 年間利用。

市の商業ビル「ココリア多摩センター」のレストラン街へ出店している（精神障がい者を対象としたA型のレストランとしては全国初、また多摩市におけるA型としても初ということである）。グループホーム・ケアホームを多摩市と八王子市に7か所（48室）、相談支援センター（八王子市からの委託業務）を八王子市に1か所開設している。

(2) サテライト方式グループホーム・ケアホーム

法人のグループホーム・ケアホームを利用しているのは44名である。障害程度区分は1から2の者が多い。

グループホーム・ケアホームの家賃負担は光熱費および月利用料1500円のみである。行政から1人につき月額3.8万円の助成を受け、その他事業の収益を合わせ賄っている。障がい者は障害者年金3～5万円があり、その他の生活費としている。ただし入所時にクリーニング代金として5万円を事前に支払う。

マンションには、エアコン・冷蔵庫・箆笥・炊飯器・洗濯機等を設置し、ほとんど費用が

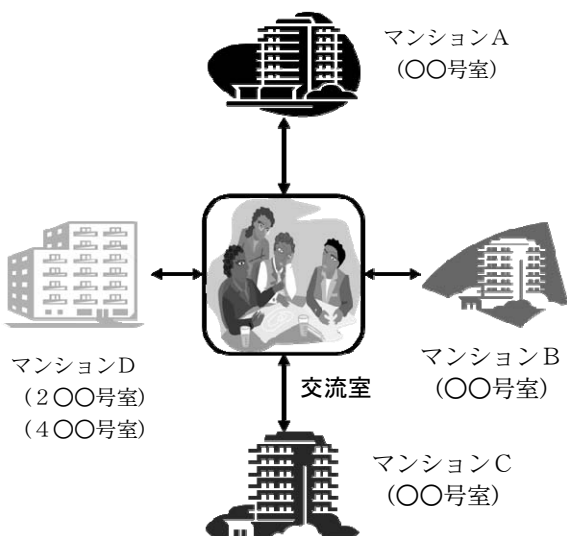
かからないように、入所しやすく、出ていきやすくしている。

グループホーム・ケアホームは、サテライト方式となっている。障がい者を同じ施設にまとめて居住させるよりも、一般の健常者の中で暮らすことを重視し、1つのマンションで法人が1～3室程度借り、決して同じ階には障がい者が住まないようにしている。一般的なグループホーム・ケアホームではワンフロアを借り切ったり、一棟借り切ることもあるが、法人では障がい者の地域移行を促進するため、あえて分散してマンションや部屋を借りている。人と障がい者が接する機会も多く障がい者にとっても便の良い駅近くのマンションとしている。

また障がい者の住む同じマンションに職員が常駐する場を借りていない。徒歩5～7分圏内の離れた別マンションに交流室（6か所）を設けている（障害者総合支援法にはない法人費用による独自事業）。ここでは職員は仕事が終わった障がい者の話を聞いたり、相談を受けたり、障がい者同士が交流したり、障がい者によっては入浴したり、金銭の扱い方や料理を勉強している。職員は午後から21時頃まで障がい者を受入れている。午前中は障がい者が病院に通院することが多いことから同行などを行っている。

またこのほかに利用者（障がい者）OBと家族が泊まることのできる「ショートステイ」の部屋を2か所借りている（障害者総合支援法にはない法人費用による独自事業）。法人から出た利用者OBが戻ってきたときに受け入れることができる場として整備している。法人は利用者OBが交流室に來たり、ショートステイを利用しても一切お金はとらず、無償で相談や受け入れを行っている。またイベン

図2. サテライト方式



資料：著者作成

トに参加しても実費だけをもらい、受け入れるようにしている。

このように法人は、精神障がい者の社会への定着は時間がかかることから、法人独自のさまざまな支援を行っている。

(3) 家族・地域との繋がり

またクラブ活動も盛んでハードロックのグループがあったり、毎月、家族のための「ほっとタイム＜家族の茶話会＞」を開催し（毎回20名前後が集まる）、納涼会、いも煮会、忘年会などのイベント、さらには旅行も行っている。

そして地域との交流を目的に、法人として祭りなどの地域イベントにも積極的に参加している。

4. 就労について

法人を利用する障がい者320名のうち284名の障がい者がB型の就労事業に従事し、この数は年々増加している。精神障がい者が従事する就労事業所としては国内有数の規模である。B型の事業所を多摩市と八王子市に10か所、A型を多摩市に1か所展開している。

障害者自立支援法（旧名称）の施行前から、通所のための交通費を障がい者へ支払っており、通所のインセンティブに繋げている。このほか法人は健康診断や旅行の費用なども負担している。

(1) 高齢化した店舗へ出店

寒天茶房「遊夢」は多摩ニュータウン（多摩市）内の高齢化した貝取団地の中にある、シャッター商店街（貝取商店街）の中に開設している。グループホーム・ケアホーム運営が黒字であったことから多摩市より商店街へ就労事業所の開設が持ちかけられたことがき

写真 1. 遊夢
（高齢者の団地内のシャッター商店街）



っかけである。改修等の初期費用には1200万円ほどかかったが、800万円を多摩市が負担し、残りは「草むらの会」がそれまで多摩市から請け負ってきた公園清掃や草刈り、そしてバザーなどの収益から支払った。また開設から3年間は、家賃および光熱費等にかかる年間300万円の費用を多摩市が助成した。障がい者と家族が共に働き、障がい者には時給400円を支払い、家族は無償で働いた。4年目以降に、家族や途中から運営に加わったスタッフへの賃金を払えるようになっていった。

寒天に着目したのは、精神障がい者は服薬などにより肥満が多く、彼ら自身が食べても太らないものはないかと考えていたところ、偶然、寒天製造の国内トップメーカーで、消費者だけでなく従業員や地域を大切にしている『日本でいちばん大切にしたい会社』（坂本光司著 あさ出版）に選ばれた伊那食品工業の職員と出会うこととなった。社長を紹介してもらい、原材料提供等のさまざまな支援を受け⁹、喫茶店を開設することができた。

1日当たり職員5名と障がい者10名が働い

9 当初は、塚越社長（当時）より原材料の寒天の無償提供、料理レシピの無償提供、工場から直接卸した商品の喫茶店での販売など特別な計らいを受けた。

写真2. 寒天うどん定食
(工場直送)



ている。営業は11時～18時、月～土曜となっている。平成24年度はこの事業所から3名が企業等への一般就労をはたした。

現在は、売り上げも伸び、またB型を取得し安定的に運営している。

平成19年にはやはり隣町で高齢化する多摩ニュータウンの八王子市にある松が谷団地内のシャッター商店街へ、障がい者がパソコン技術を取得するための「夢像」を開設した。今では障がい者が学ぶだけでなく、障がい者が地域の高齢者を対象にパソコン指導を行っている。パソコン教室では障がい者2～3名に職員1名が同行して、高齢者へ指導している。

さらに商店街の隣や向かいの空き店舗も借り、配食や惣菜や弁当などを製造している。毎日弁当を障がい者へ250円で200個を配食している。1日当たり職員4名と障がい者1名で弁当をつくっている。

飲食にかかる各事業所には栄養士3名を配置し、献立を決めている。

(2) 移動販売

また、多摩ニュータウン内において移動販売を実施し、弁当・惣菜・野菜・お菓子などを障がい者と職員が販売している。昼12時～

写真3. 高齢者のための小分けにした惣菜
(遊夢内)



13時の間で2万円ほど売り上げる。惣菜は一人暮らしなどを意識し、小さいパッケージとして150～280円ほどの価格設定となっている。

(3) 地域特産物の製造・販売

平成23年には堀之内駅から徒歩5分ほどのところに「まんじゅう屋遊夢」を開設した。1日当たり最大20種類、500個を製造・販売している。同じマンションの1階部分にある2か所のテナントを借り、1か所で製造、隣でまんじゅう屋として販売を行っている。多摩地域の特産である酒まんじゅうなどを製造し、また地域の学校や介護施設などからの注文販売、道の駅への出荷も行っている。

1日12、13名の障がい者と職員3名、パート4名で朝5時から作業している。年間1200万円ほどの売上有る。

(4) 人との縁

平成24年、新宿区には精神障がい者の施設外就労先がなかったことから、高田馬場にアンテナショップを開店させた。

平成25年8月に開業したA型のレストラン「畑deきっちん」では障がい者12名と職員10名が働いている。元旦以外の11時～22時まで、他のレストランと同じ時間、営業している。

写真4. 畑deきっちゃん
(商業ビル6階レストラン街)



初期費用は2500万円かかったが、地元信金より無担保で融資を受け¹⁰、法人単独で出店した。

同年12月にはB型の遊夢の姉妹店レストラン「ゆめ〜ぬ」を多摩市の諏訪地区に出店した。ここは高齢化した団地を再開発した新築のマンション群の一角のテナントで、法人は初期費用や家賃が免除されている。

アンテナショップは地域の社会福祉法人、「畑deきっちゃん」は商業ビルの運営団体、「ゆめ〜ぬ」は団地の運営団体の関係者との繋がりの中で実現したもので、いずれも人との縁がこうした事業展開に結びついている。

(5) 精神障がい者の企業での就労

これまで企業の一般就労（いわゆる雇用）に障がい者を送り出したが、数名が戻ってきた。それは大企業の場合、障がい者専門の社員を配置するがその社員との相性が合わない、また知的障がい者たちのリーダーにさせられたことがプレッシャーになったためである。精神障がい者は知的障がい者に比べ判断能力は比較的高いが、見本となることや失敗ができないなど他人の目や責任を過剰に意識

し気持ちが追い込まれてしまう傾向がある（しかし、知的障がい者と一緒に仕事をする、毎日安定して仕事ができるのを見て、精神障がい者は刺激を受けるという良い側面もある）。

こうしたことを理解している企業はまだまだ多くないことから、OBへの支援や戻る障がい者の受入れも積極的に行っているということである。

5. 農業の取組み

(1) 概要

農業は平成12年より開始し、平成19年にB型「夢畑」として指定障害福祉サービス事業所となり、現在83名の障がい者が取り組んでいる。毎日40〜50名のメンバーが通っている。職員4名、パート・アルバイト等6名がサポートしている。

このほか夢畑では、企業や大学生などの多くのボランティアを受け入れている。ここでボランティアをした者がアルバイトととなり、さらにアルバイト経験をしたものが、法

写真5. 八王子市内の農園「夢畑」



10 法人は多摩信用金庫の主催する「第10回多摩グリーン賞」の優秀賞を受賞している。これは新しいビジネスモデルにより地域経済の発展に貢献した中小企業、団体または個人事業主を表彰するものである。縁と信頼関係が無担保融資に繋がった。

写真 6. 休憩スペースおよび更衣室ハウス
(奥)



写真 7. 露地野菜培



人へ就職することもある。職員公募をしなくてもアルバイトやボランティアから就職する者が多い。

夢畑本部には事務所、休憩所、トイレ、作業所、ビニールハウス、畑がある。ここでは無農薬の有機栽培に取り組んでいる。主な農産物は、菌床シイタケ・ヤーコン・タケノコ・山菜・ハーブ・その他野菜である。ハウス内では菌床シイタケを中心に、イチゴや試作の農産物を生産している。

八王子市内には原木シイタケ栽培を行う農家も多く、ハウスであれば年間を通して作業ができることからシイタケ栽培に取り組むこ

写真 8. ハウスでの菌床栽培



写真 9. 菌床クズや残飯などで作る有機堆肥



ととした。菌床栽培では、1 個の床で 5～6 回、3 か月間栽培できる。

主な出荷先は道の駅・スーパー・居酒屋への販売、さらに自前の弁当・飲食店の食材として利用している。

(2) 経緯

当初、農業はシイタケ栽培の研修を受けた栃木県で取り組む予定であった。だが地元で農地を貸してもらえることになり、法人本部から車で10分ほどのところにある農地（八王子市）で実施することになった。地元農家の子供にも障がい者がおり、当法人に通っていたことから、法人の取組みに理解を示した。

(3) 農地等

農地面積は58aで、当初は八王子市内に4か所（4戸の農家）から借りていたが、平成20年に11aを法人が買い上げた。現在は、ほかにヤーコンを栽培する畑を神奈川県津久井湖近くに借りている。耕作面積は約50a、地代は無料または年間3万円程度で借りている。

八王子市の農地は職員がもともと資材置き場となっていた耕作放棄地を平成12年に開墾し、さらにビニールハウス2棟も自分たちで建設した。自分たちで建てたことから、初期費用をかけず、また仮にハウスが破損した時も自分たちで修復できるということである。

またシイタケの菌床のクズ、近所の農家の牛糞、弁当等の野菜くずなどを混ぜ堆肥を自給している。

(3) 作業

シイタケの収穫作業については朝8時から12時まで障がい者と職員が、残ったシイタケを16時以降に職員が行っている。50分作業をしたら10分の休憩をとり、昼休みは12時～13時まで、1日当たり大体4時間程度の作業としている。午後は障がい者が選別作業を行っている。出荷作業については、8時～10時半まで作業のできる障がい者と職員で行っている。出荷作業は、本人が希望し、1日4時間×5日間労働が可能な者であれば従事することができる。選別や袋詰めは障がい者が中心に行っている。

1日の作業スケジュールについては職員が毎朝ミーティングを行い内容と配置を決めている。

作業日の基本は平日と土曜の午前中までであるが、土日はまだ人間関係や作業になじめない障がい者が働きに来ている。

花の栽培や寄せ植え、キウイ栽培には女性を中心に携わっている。

さまざまな農産物を生産し、雪もほとんど降らないことから年間を通した作業を行っている。このほか、農園では法人で利用する机などもハウス内で作っており、多くのものを自給するようにしている。

たまに生産している障がい者が外販に出ることがあるが、自分が生産したものが売れていくのを見るのは達成感があるということである。

(4) 作業技術の取得

職員は本を読んだり、ネットで調べたり、農家のアドバイスをもらったりしながら、試行錯誤を繰り返し自ら技術を身につけている。

シイタケ栽培については慣れてくれば障がい者が他の障がい者に教えることも可能で、3、4年でかなりの作業ができるようになるということである。

障がい者に指示出しするとき、1度に2つのことを言わないようにすることが大切とのことである。

(5) 作業請負

借地での農産物生産以外に、八王子市内のブルーベリー農園で一週間程度援農（作業請負）をしている。農家は高齢化し後継者がいないため、細かい収穫作業ができないことから作業を法人が請け負っている。

障がい者には時給400～500円を支払っている。また収穫したブルーベリーを安く仕入れることができ、食材として活用している。

このほか、平成24年は北海道でもブルーベリー収穫の援農を1か月間の泊まり込みで行ったが、今年は安く借りることができる宿泊先がなくなったことから、農家からの要望はあったが取り組みなかった。

(6) 売上、賃金

夢畑の年間の売上高は700万円ほどで、事業報酬を含めると8900万円にもなる。

時給は法人全体で最低300円、高い者で960円の時給が支払われている。平均すると700円ほどで、月額賃金は2.5万円ほどある。他の飲食部門では14～15万円の者もいる。

夢畑は他の事業に比べ、売上が大きくないことから月額賃金は2.2万円ほどとなっている。だが週に5日間、10時～15時まで働くことができれば4～5万円の収入となる。

6. 法人の特色

法人の特色として以下のものがあげられる。

- ① これだけ多くの精神障がい者が農作業に従事しているのは珍しい
- ② 都内であるが農業での就労に取り組んでいる
- ③ 福祉施設が農業だけでなく、加工を行ったり、飲食店経営や移動販売等の「農福商工連携」に取り組んでいる
- ④ 高齢化した地域の空き店舗に出店している
- ⑤ 他方で一等地の商業ビルに出店している
- ⑥ 便の良い駅に近い、一般のマンションに障がい者を居住させている
- ⑦ サテライト方式のグループホーム・ケアホームとして交流室を設け提供している
- ⑧ 家族会が定期的で開催され、法人の運営に積極的にかかわっている
- ⑨ 福祉以外の分野を定年退職した者を職員として適材適所に活用している
- ⑩ 行政では取り組まれているが、必要なことについては法人が費用を負担し支援している

多摩丘陵地帯を開発した多摩ニュータウンという高齢化した地域において、健常者に囲まれた交通の便の良い立地に居住空間を構え、精神障がい者をOBも含め広い地域から受入れ、就労については耕作放棄地を活用した農業生産、さらに加工および販売という「農福商工連携」にも取り組んでいる。それも多くの精神障がい者を対象に、元気な定年退職者や若いボランティアが関わりながら、行政に先駆けて新しいモデル事業に取り組みつつ、事業規模を拡大しているのである。

7. 今後の展望

法人は今後も、障がい者の自立支援のために、「孤立しない」「気持ちの分かち合い」「共に歩む」「家族が元気に」の4つの理念をかかげ、障がい者だけでなく家族への支援に取り組むということである。

また、グループホーム・ケアホームの拡充に取り組み、病院や施設等からの退院退所者の受入れを積極的に行っていく。訪問相談や危機介入に対応できる職員体制を整備し、行政からの指定特定相談支援事業所として取り組む。

多摩市内には施設外就労先がないことから、法人が新しく開設したマンション群の一角のレストラン「ゆめ～ぬ」において就労訓練を行う。

来年にはハウスを新築し葉物野菜の水耕栽培を行い、食材利用や販売を行う予定である。

このほか発達障がいや適応障がいなど精神障がいについての意識啓発のセミナーなどを開催し、さらに障がい者理解のための交流イベントなどを実施していくということである。

8. おわりに

統合失調症は有病率が1%、つまり100人に1人が発症している、実はとても身近な病気である。真面目で、一生懸命で、親の言うことを聞く、責任感の強い子供が大人になって、子供の頃のがまんが蓄積し、さらにより辛い大人社会の中で、耐え切れなくなり発症する傾向があるそうである。

理事長によれば「精神障がい者（特に統合失調症患者）は優しい」ということである。一般的な自殺者は周りの状況に耐え切れず自殺をし、親の顔を思い出すと自殺を止めることが多いということである。しかし、統合失調症の場合は反対で、親や家族の迷惑になるから自殺をするということである。死ぬ間際に10年も20年も前のこと（心の傷）をはじめで語るメンバーもいたそうである。そこまで彼らは気を遣っているということである。

だから死んだときの顔は、安らかな表情であることが多いそうだ。見たくないものが見え、聞きたくないことが聞こえてくる。それが辛いし、家族に迷惑をかけることが辛いのだそうだ。

我々が彼らと向き合うためには、まわりの人間がもっと平常心で余裕のある心を持って接することが大切であるという。彼らは我々に「もっと平常心が保てるような暮らしをなさい」というメッセージを発しているのではないだろうか。